10　機構は、前項の申請があつた場合には、遅滞なく、これを審査し、当該申請に係る電子計算機について第六項の認定をし、又は当該申請に係る電子計算機が同項の総務大臣の定める基準に適合しないと認めるときは、当該申請を却下する。

11　機構は、第六項の認定をした場合において、同項の申請等を行う者の利便性の向上に資すると認めるときは、当該認定をした電子計算機（以下この条において「認定電子計算機」という。）について当該認定を受けた者（以下この条において「認定事業者」という。）の氏名及び住所又は居所、当該認定電子計算機の名称並びに当該認定の日の公表をすることができる。

12　認定事業者は、第九項各号に掲げる事項に変更が生ずることとなつたときは、遅滞なく、その旨を機構に届け出なければならない。

13　機構は、前項の届出があつた場合において、第十一項の公表をしている事項に変更が生じたときは、その旨、当該届出による変更後の認定事業者の氏名及び住所又は居所、その変更後の認定電子計算機の名称並びにその変更の日の公表をしなければならない。

14　機構は、第六項の認定をした後、認定電子計算機が同項の総務大臣の定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

15　機構は、第十項又は前項の処分をするときは、第六項の認定を受けようとする者又は認定事業者に対し、その旨を通知する。

16　機構は、第十四項の処分をした場合（第六項の認定につき第十一項の公表をしている場合に限る。）には、その旨、認定事業者であつた者の氏名及び住所又は居所、当該処分に係る認定電子計算機の名称並びに当該処分の日の公表をしなければならない。

17　第六項の規定により同項に規定する申請等を行おうとする者は、次に掲げる事項をあらかじめ機構に届け出なければならない。

一　当該申請等を行おうとする者の氏名、住所又は居所及び法人番号

二　当該申請等に係る認定電子計算機の名称

三　当該申請等に係る認定電子計算機について認定事業者の氏名及び住所又は居所

四　当該申請等の種別

五　その他参考となるべき事項

18　前項の届出をした者は、同項第二号から第五号までの届出事項に変更が生ずることとなつたときは、遅滞なく、その旨を機構に届け出なければならない。

第十条の四第一項中「門真市の区域」の下に「、箕面市の区域」を加える。

第十条の七の三第十五項中「について相談に応ずる事業」の下に「、養子縁組あつせん事業」を加える。

第十一条の九を削り、第十一条の十を第十一条の九とし、第十一条の十一を第十一条の十とし、第十一条の十二を削り、第十一条の十三を第十一条の十一とし、第十一条の十四を第十一条の十二とし、第十一条の十五を第十一条の十三とする。

第十五条中「第三百九十三条」を「第三百九十三条第一項」に改める。

第十五条の六の四を第十五条の六の五とし、第十五条の六の三を第十五条の六の四とし、第十五条の六の二を第十五条の六の三とし、第十五条の六の次に次の一条を加える。

（法第三百九十三条第二項の情報通信の技術を利用する方法）

第十五条の六の二　法第三百九十三条第二項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものは、電子情報処理組織を使用する方法のうち、送信者等（送信者又は当該送信者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを受信者若しくは当該送信者の用に供する者をいう。）の使用に係る電子計算機と受信者等（受信者又は当該受信者との契約により受信者ファイル（専ら当該受信者の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じてその通知すべき事項に係る情報を送信し、受信者等の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する方法とする。

第十五条の八中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百四十五条第一項」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百四十九条第一項」に改め、同条第一号及び第二号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令」に改める。

第十五条の九第五項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表のイ」を「第四十一条第一項第三号イの表の(1)」に改め、同項第二号中「第四条の三」を「第四条の五」に、「七十五」を「八十」に改め、同項第三号中「第十五条の十一第一項第三号」の下に「及び第三項第三号」を加え、同条第六項中「第四十一条第一項第三号」を「第四十一条第一項第三号イ」に改め、同条第八項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表のニ」を「第四十一条第一項第三号イの表の(4)」に改め、同項第二号中「第四条」を「第四条の三」に、「平成二十七年度燃費基準達成・向上達成レベル」を「令和四年度燃費基準達成・向上達成レベル」に、「平成二十七年度燃費基準達成レベル」を「令和四年度燃費基準達成レベル」に、「百二十五」を「百五」に改め、同条第十項中「規定する」の下に「令和四年度基準エネルギー消費効率及び」を加え、「及び平成二十七年度基準エネルギー消費効率」を削り、同条第十二項の表第五項第二号の項中「第四条の三」を「第四条の五」に、「七十五」を「八十」に、「百分の百六十二」を「百分の百七十三」に改め、同表第五項第三号の項中「第十五条の十一第一項第三号」の下に「及び第三項第三号」を加え、同表第八項第二号の項中「第四条」を「第四条の三」に、「平成二十七年度燃費基準達成・向上達成レベル」を「令和四年度燃費基準達成・向上達成レベル」に、「平成二十七年度燃費基準達成レベル」を「令和四年度燃費基準達成レベル」に、「百分の百五十七」を「百分の百六十三」に改め、同条第十四項中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」を「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの」に改め、同条第十五項中「第四条の三」を「第四条の五」に、「七十五」を「八十」に、「百九」を「百十六」に改め、同条第十六項中「含む。第十五条の十一第七項」を「含む。同項」に、「第十五項」を「前項」に改める。

第十五条の十一第一項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表のイ」を「第四十一条第一項第三号イの表の(1)」に改め、同項第二号中「六十以上七十五未満」を「七十以上八十未満」に改め、同条第二項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表のニ」を「第四十一条第一項第三号イの表の(4)」に改め、同項第二号中「平成二十七年度燃費基準達成レベルが百二十以上百二十五未満」を「令和四年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満」に改め、同条第三項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表のイ」を「第四十一条第一項第三号イの表の(1)」に改め、同項第二号中「五十五以上六十未満」を「六十以上七十未満」に改め、同項に次の一号を加える。

三　令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

第十五条の十一第四項第一号イ中「第四十一条第一項第三号イの表の(4)」に改め、同項第二号中「平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五以上百二十未満」を「令和四年度燃費基準達成レベルが九十五以上百未満」に改め、同条第五項中「第一項から第四項まで」を「前各項」に改め、同項の表第一項第二号の項中「六十以上七十五未満」を「七十以上八十未満」に、「百分の百三十」を「百分の百五十一」に改め、同表第二項第二号の項中「平成二十七年度燃費基準達成レベルが百二十以上百二十五未満」を「令和四年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満」に、「百分の百五十」を「百分の百五十五」に改め、同表第三項第二号の項中「五十五以上六十未満」を「六十以上七十未満」に、「百分の百十九」を「百分の百三十」に改め、同項の次に次のように加える。

第三項第三号	
令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び	十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること並びに
その旨	その旨並びにＪＣ〇八モード法及びＷＬＴＣモード法により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨